

名古屋市自立支援型配食サービスに関する実施要領

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この基準は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下、「省令」という。）第140条の63の6第1項第2号の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号に規定する「第1号事業」（以下「第1号事業」という。）のうち省令第140条の63の2第1項第3号ハに規定するサービス（以下「自立支援型配食サービス」という。）にかかる人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自立支援型配食サービス対象者 省令第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（以下「事業対象者」という。）のうち、ケアマネジメントの結果、自立支援型配食サービスが必要とされた者をいう。
- (2) 指定自立支援型配食サービス事業者 市長が指定する自立支援型配食サービスを提供する事業者をいう。
- (3) 利用料 法第115条の45の3第1項の第1号事業支給費の支給の対象となる費用にかかる対価をいう。
- (4) 自立支援型配食サービス基準額 利用料の算定について、別に定める自立支援型配食サービス基準の例により算定した費用額（200円）
- (5) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり法第115条の45の3第1項の指定事業者（以下「指定事業者」という。）に支払われる場合の当該第1号事業支給費にかかるサービスをいう。
- (6) 介護予防支援事業者 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を行う者をいう。

(一般原則)

第3条 指定自立支援型配食サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

- 2 自立支援型配食サービス指定事業者は、事業を運営するにあたっては、地域との結びつきを重視し、市、他の介護予防サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

第2章 自立支援型配食サービス

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 自立支援型配食サービスは、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、食事の配送及び安否の確認を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復をはかり、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定自立支援型配食サービス事業者が、自立支援型配食サービスを行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに置くべき従業者の員数は、当該自立支援型配食サービスを円滑に実施するために必要な人員を配置しなければならない。

- 2 前項の人員は、事業の実施上支障がない場合には、他の職務と兼務できるほか、常勤・非常勤の別を問わない。

(管理者)

第6条 指定自立支援型配食サービス事業者は、指定自立支援型配食サービス事業者の指定を受ける事業所ごとに、専らその職務に従事する配食サービスにかかる管理者を置かなければならない。ただし、事業所の管理に支障のない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内の他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定自立支援型配食サービス事業者は、調理施設等自立支援型配食サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 指定自立支援型配食サービス事業者は、指定自立支援型配食サービス事業者の指定を受ける事業所ごとに食品衛生法（昭和22年法律第 233号）に定める営業許可を受けなければならない。
- 3 指定自立支援型配食サービス事業者は、食品衛生関係法令及び保健所の指導を遵守し、調理施設の衛生管理に努めなければならない。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 指定自立支援型配食サービス事業者は、自立支援型配食サービスの提供開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要、献立内容、料金その他の利用申込者の自立支援型配食サービスの選択に資すると認められ

る重要事項について説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るとともに、契約書を取り交わさなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定自立支援型配食サービス事業者は、その事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に自立支援型配食サービスを提供する地域をいう。以下この章において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な自立支援型配食サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者にかかる介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定自立支援型配食サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定自立支援型配食サービス事業者は、利用者から自立支援型配食サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証及び負担割合証によって、被保険者資格、名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱第13条第2号に規定する事業対象者（以下「事業対象者」という。）の該当の有無、事業対象者の有効期間、負担割合等を確認し、自立支援型配食サービスの適用対象者であるかどうかを確認しなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第11条 指定自立支援型配食サービス事業者は、自立支援型配食サービスを提供するにあたり、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者（以下「介護予防支援事業者等」という。）との密接な連携に努めなければならない。

(ケアマネジメント結果等記録表に沿ったサービスの提供)

第12条 指定自立支援型配食サービス事業者は、介護予防支援事業者が作成したケアマネジメント結果等記録表に沿った自立支援型配食サービスを提供しなければならない。

(ケアマネジメント結果等記録表等の変更の援助)

第13条 指定自立支援型配食サービス事業者は、利用者がケアマネジメント結果等記録表の変更を希望する場合は、当該利用者にかかる介護予防支援事業者等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第14条 指定自立支援型配食サービス事業者は、従業者等に自立支援型配食サービスの提供時等利用者宅を訪問する場合には、身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第15条 指定自立支援型配食サービス事業者は、自立支援型配食サービスの提供に際し、

事前に緊急時の連絡先等を記載した利用者台帳（様式第1号）を整備するとともに、当該自立支援型配食サービスの提供日及び内容、配食時の利用者の様子その他必要な事項を、自立支援型配食サービス提供記録票（様式第2号）に記載しなければならない。

- 2 指定自立支援型配食サービス事業者は、自立支援型配食サービスを提供した際には、提供した具体的な自立支援型配食サービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

（利用料等の受領）

第16条 指定自立支援型配食サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する自立支援型配食サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該自立支援型配食サービスに係る自立支援型配食サービス基準額から当該指定自立支援型配食サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとし、領収した場合には領収書を交付しなければならない。

- 2 自立支援型配食サービスして事業者は、法定代理受領サービスに該当しない自立支援型配食サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、自立支援型配食サービスに係る自立支援型配食サービス基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 指定自立支援型配食サービス事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用の額の支払を利用者から受けることができる。
- 4 指定自立支援型配食サービス事業者は、第3項の費用の額に係る自立支援型配食サービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該自立支援型配食サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第17条 指定自立支援型配食サービス事業者は、自立支援型配食サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに自立支援型配食サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態等の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって自立支援型配食サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

（緊急時等の対応）

第18条 従業者は、安否確認時等自立支援型配食サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならないとともに、あらかじめ利用者等の指定する緊急時連絡先に連絡をしなければならない。

(管理者の責務)

第19条 事業所の管理者は、当該事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 事業所の管理者は、当該事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定自立支援型配食サービス事業者は、事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 自立支援型配食サービスの内容、料金及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の実施区域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 指定自立支援型配食サービス事業者は、利用者に対し適切な自立支援型配食サービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定自立支援型配食サービス事業者は、事業所ごとに当該事業所の従業者等によって自立支援型配食サービスを提供しなければならない。

3 指定自立支援型配食サービス事業者は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第22条 指定自立支援型配食サービス事業者は、従業者等の清潔の保持、健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定自立支援型配食サービス事業者は、事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第23条 指定自立支援型配食サービス事業者は、事業所の見やすい場所に第20条に規定する運営規程の概要、その他利用申込者の自立支援型配食サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第24条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定自立支援型配食サービス事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定自立支援型配食サービス事業者は、介護予防支援事業者等との連携において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかななければならない。

(広告)

第25条 指定自立支援型配食サービス事業者は、自立支援型配食サービスにかかる広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なもの若しくは誤解を与えるものであってはならない。

(介護予防支援事業者等に対する利益供与の禁止)

第26条 指定自立支援型配食サービス事業者は、介護予防支援事業者等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の指定事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第27条 指定自立支援型配食サービス事業者は、提供した自立支援型配食サービスに係る利用者からの苦情及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、これらの苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定自立支援型配食サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 指定自立支援型配食サービス事業者は、提供した自立支援型配食サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求めもしくは依頼又は当該市の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 4 指定自立支援型配食サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携)

第28条 指定自立支援型配食サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した自立支援型配食サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第29条 指定自立支援型配食サービス事業者は、利用者に対する自立支援型配食サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者にかかる介護

予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定自立支援型配食サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して講じた措置について記録しなければならない。
- 3 指定自立支援型配食サービス事業者は、利用者に対する自立支援型配食サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- 4 指定自立支援型配食サービス事業者は、自立支援型配食サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(会計等の区分)

第30条 指定自立支援型配食サービス事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、自立支援型配食サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録等の整備)

第31条 指定自立支援型配食サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 指定自立支援型配食サービス事業者は、利用者に対する自立支援型配食サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録等を整備し、その完結の日から2年間（第2号に掲げる記録については5年間）保存しなければならない。
 - (1) 第15条第1項に規定する自立支援型配食サービス提供記録票
 - (2) 第15条第2項に規定する提供した具体的な自立支援型配食サービスの内容等の記録
 - (3) 第17条に規定する市への通知に係る記録
 - (4) 第27条第2項に規定する苦情の内容等の記録
 - (5) 第29条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して講じた措置についての記録

(暴力団の排除)

第32条 指定自立支援型配食サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第1号に規定する暴力団を利用することとならないようにしなければならない。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(自立支援型配食サービスの基本取扱方針)

第33条 自立支援型配食サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

- 2 指定自立支援型配食サービス事業者は、自らその提供する自立支援型配食サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 3 指定自立支援型配食サービス事業者は、自立支援型配食サービスの提供にあたり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識して自立支援型配食サービスの提供

に当たらなければならない。

- 4 自立支援型配食サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限に活用することができるよう自立支援型配食サービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定自立支援型配食サービス事業者は、自立支援型配食サービスの提供にあたり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(自立支援型配食サービスの具体的取扱方針)

第34条 指定自立支援型配食サービス事業者は、次の各号に掲げる項目のすべてを満たさなければならない。

- (1) 最低週5日以上自立支援型配食サービスを実施すること。
 - (2) 原則として、調理後おおむね4時間以内にすべての配食を終えること。
 - (3) 配食する食事については、栄養面、衛生面及び安全面に十分配慮するとともに、一般食の他、お粥、きざみ食、減塩食等利用者の要望に配慮した献立に応じられるよう努めること。
 - (4) 食事の受け渡しに当たっては、利用者に対し直接手渡しを行い、利用者の様子を確認するなど、利用者の安否確認を行うこと。
 - (5) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）始め食品衛生関係法令及び保健所の指導を遵守し、事故のない食品の衛生管理体制を整えること。
 - (6) 交通事故等により、食事の配送が滞ることがないよう体制を整えること。
 - (7) サービスの提供は、特定個人のみにも偏ることなく、複数の利用者に対して行うこと。
 - (8) サービスの提供にあたっては、極力ゴミ発生の抑制に努めなければならない。
 - (9) 自立支援型配食サービス事業所の管理者は、自立支援型配食サービス提供記録票を記録し、利用者に対する自立支援型配食サービスの提供状況等について、ケアマネジメント結果等記録表に基づく配食サービスの提供の開始時から少なくとも6月に1回は、利用者の状態、当該利用者に対する配食サービスの提供状況等について記載したサービス提供記録総括票（様式第3号）を当該記録を自立支援型配食サービスの提供に係るケアマネジメントを実施した介護予防支援事業者等に報告しなければならないこと。
 - (10) 食事の配送は、自立支援型配食サービス対象者1人当たり、1日につき1食の昼食または夕食を配送するものとする。
- 2 前項第1号から第10号までの規定は、同項第14号に規定するケアマネジメント結果の見直しについて準用する。

(利用申込)

第35条 自立支援型配食サービスを受けようとする自立支援型配食サービス対象者は、契約した指定自立支援型配食サービス事業者を通じ、住所地の区長あて自立支援型配食サービス利用（開始・変更）申請書（名古屋市生活援助型配食サービス実施要綱第2号様式）を提出しなければならない。

- 2 利用者が当該サービスの提供に係る契約を取り交わすことができる事業所は、利用者

の住所が異動した場合や、利用している事業者が事業を廃止し、又は休止した場合等を除いて、月を単位として1事業所とする。

- 3 第1項に規定する利用申込は、事業対象者であることが記載された介護保険被保険者証の交付を受けた日以降にすることができるものとする。

(配食サービス費の請求等)

第36条 指定自立支援型配食サービス事業者は、配食サービス提供月における利用者ごとの利用実績を配食サービス提供証明書兼配食サービス費支給申請書（名古屋市生活援助型配食サービス実施要綱第3号様式）（以下「支給申請書」という。）に記入し、利用者の記名及び検印を受けた上で、サービス提供の翌月10日までに利用者の住所地の区長に申請するものとする。また、利用者に対しては「配食サービス提供証明書」（支給申請書の写し）を交付するものとする。

ただし、サービス提供の翌月10日までに当該申請をすることができなかつた場合には、サービス提供の翌々月以降の申請に併せて申請するものとする。

- 2 指定自立支援型配食サービス事業者は、前項の支給申請書の作成に際し、次の各号に規定する日は自立支援型配食サービス費の対象としないものとする。ただし、いずれの場合においても入退院または入退所の日及び食事サービスの提供のない場合を除く。

(1) 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院等への入院した日

(2) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームを利用した日

(3) 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームを利用した日

(4) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームを利用した日

- 3 指定自立支援型配食サービス事業者は、第1項の支給申請書の作成に際し、前項に規定する自立支援型配食サービス費の対象としない日でないことを、介護サービスに係る給付管理票等により確認しなければならない。

- 4 市長は、第1項の支給申請書を受領後、利用者の介護保険に係る資格等を審査した上で、指定自立支援型配食サービス事業者に対して自立支援型配食サービス費を支払うものとする。

- 5 前項の支払いは、適正な申請があった日から60日以内にあらかじめ指定自立支援型配食サービス事業者が申請した銀行口座に振り込むものとする。

- 6 前1項により申請した支給申請書を取り下げる場合、指定自立支援型配食サービス事業者は、配食サービス費支給取下申請書（様式第4号）（以下「支給取下申請書」という。）を作成し、利用者の記名及び検印を受けた上で、利用者の住所地の区長に申請するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年6月1日から施行する。ただし、この要領の施行について必要な準備行為は、要領の施行期日前においてもすることができる。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。